

# 不正競争防止法における 営業秘密保護の概要

---

平成28年7月30日 淡路町ゼミ

石本 貴幸

特許

- ・特許出願をする技術の選別
- ・特許出願による公開リスクを避けるために技術の秘匿化・ノウハウの非開示
- ・オープン・クローズ戦略

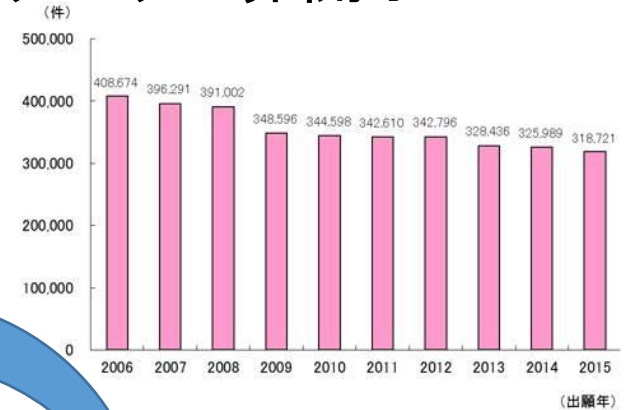
非特許化技術

・先使用権の主張

<先使用権制度事例集第2版 平成28年5月>

・営業秘密として管理

<営業秘密管理指針 平成27年1月全部改訂>



経済産業省：特許庁ステータスレポート2016

産業界全体

- ・転職等により人材の流動化の促進
- ・複数企業、産学での共同開発の促進

自社技術の流出  
他社技術の流入

・情報管理の重要性 ↗

# 営業秘密とは

## 不競法2条6項

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。



## ・技術上又は営業上の情報

図面やプログラム、化学構造等技術的に有用な**技術情報**

顧客情報、事業計画、及び仕入情報等の経営上有用な**経営情報**

## ・営業秘密の3要件

- ①**秘密管理性**
- ②**有用性**
- ③**非公知性**

# 不正行為

## 不正競争防止法

第二条1項 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

四号 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により**営業秘密**を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)

又は不正取得行為により取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為

五号 その**営業秘密**について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**

を取得し、又はその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為

六号 その取得した後にその**営業秘密**について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで

その取得した**営業秘密**を使用し、又は開示する行為

七号 **営業秘密**を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその**営業秘密**を示された場合において、

不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その**営業秘密**を使用し、又は開示する行為

八号 その**営業秘密**について不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその**営業秘密**を開示す

る行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその**営業秘密**を開示する行為をいう。以下同じ。)であること若しくは

その**営業秘密**について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで**営業秘密**を取得

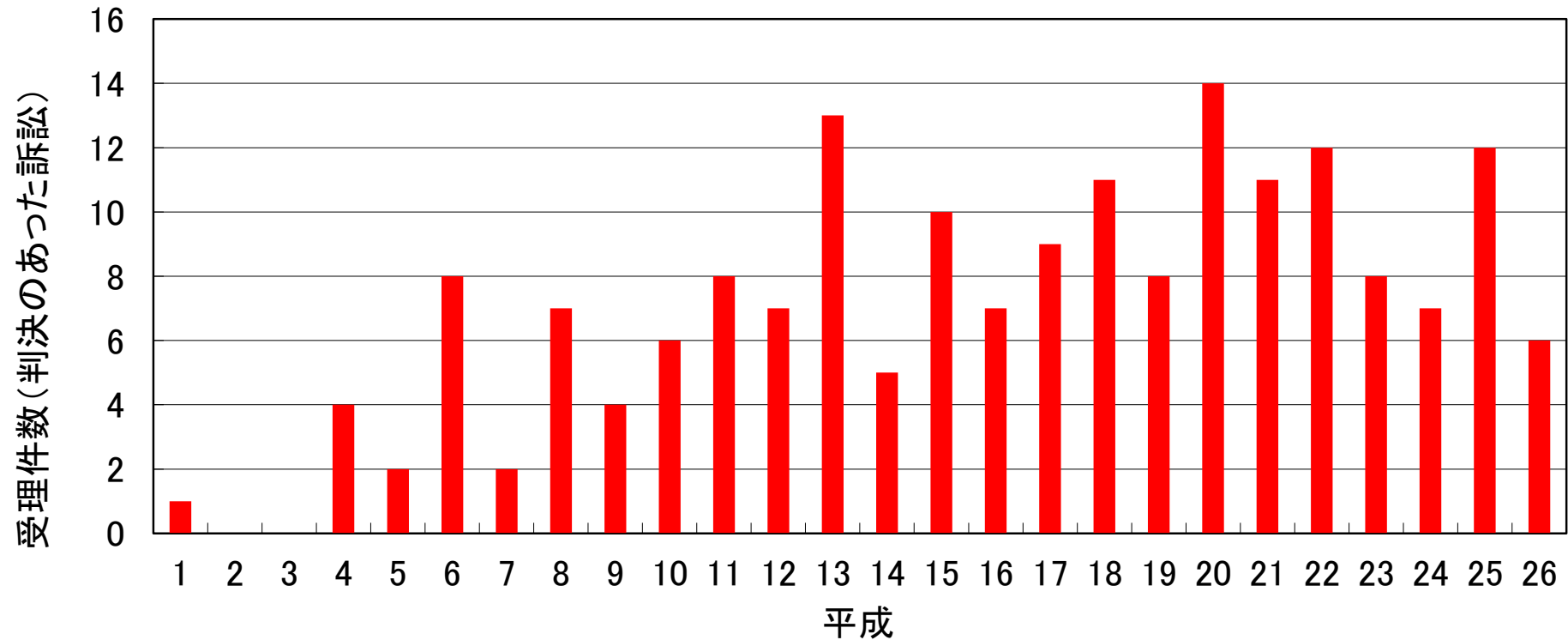
し、又はその取得した**営業秘密**を使用し、若しくは開示する行為

九号 その取得した後にその**営業秘密**について不正開示行為があったこと若しくはその**営業秘密**について不正開示行為

が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した**営業秘密**を使用し、又は開示する行為

十号 第四号から前号までに掲げる行為(技術上の秘密を使用する行為に限る。)により生じた物を譲渡し、引き渡し、

譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為



**勝訴率 16%**(和解は不明)

- ・多くは秘密管理性を否定
- ・中には、漏えいした情報の特定すら不十分  
→ **営業秘密の三要件の理解が不十分**

<発表者調べ>

# 営業秘密の3要件 — 秘密管理性 —

## 営業秘密管理指針

営業秘密保有企業の**秘密管理意思**が**秘密管理措置**によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する**従業員等の認識可能性**が確保される必要がある。

→情報にアクセスした者が、当該**情報が営業秘密であることを認識できる態様**であれば、秘密管理性が認められる。

## 営業秘密管理指針

具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度は、企業の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なるものであり、企業における営業秘密の管理単位における従業員がそれを一般的に、かつ容易に認識できる程度のものである必要がある。**(本指針の改定において、秘密管理性の認定要件が緩和された。)**

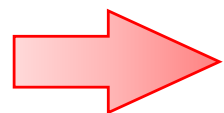
## 大阪地裁平成13年(ワ)第10308号

設計担当者による日常的な**アクセスを必要以上に制限していない。**

- ・技術情報の外部への漏洩防止のため、社内だけで接続されたコンピュータが使用され、設計業務に必要な範囲内でのみ本件電子データにアクセス

- ・本件電子データのバックアップ作業は、特定の責任者だけ、特定のユーザーIDとパスワードが設定され、バックアップを取ったDATテープは、設計部門の総括責任者の机の上にあるキャビネットの中に施錠して保管。

→アクセスした者は当該情報が営業秘密であることを認識できた



**最低限**

- ・デジタルデータならば、アクセス制限を設ける。
- ・紙媒体ならば、保管庫やキャビネットに施錠・持ち出し管理

## 営業秘密管理指針

その情報が客観的にみて、**事業活動にとって有用**であること。

→**特許法等でいうところの進歩性とは異なる**。秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外した上で、広い意味で商業的価値が認められる情報。ネガティブ・インフォメーション(ある方法を試みてその方法が役立たないという失敗の知識・情報)にも有用性が認められる。

## 東京地裁平成26(ワ)6372号

### 有用性が否定された判例

「本件名刺帳は、上記認定事実によれば、被告Aが入手した名刺を会社別に分類して収納したにとどまるのであって、当該**会社と原告の間の取引の有無による区別もなく、取引内容ないし今後の取引見込み等に関する記載もなく、また、古い名刺も含まれ、情報の更新もされていない**ものと解される。これに加え、原告においては顧客リストが本件名刺帳とは別途作成されていたというのであるから、原告がその事業活動に有用な顧客に関する営業上の情報として管理していたのは上記顧客リストであったというべきである。そうすると、名刺帳について顧客名簿に類するような有用性を認め得る場合があるとしても、本件名刺帳については、有用性があると認めることはできない。」

→情報の集合体が単なる情報の羅列のようなものであり、情報としての分類がされていないと、有用性が認められない場合がある。

## 営業秘密管理指針

当該営業秘密が一般的に知られた状態となっていない状態、又は容易に知ることができない状態

→特許法等でいうところの非公知とは異なる。例えば、守秘義務の無い他者が当該営業秘密を知っても、又は独自に同様の情報を取得しても秘密状態を維持していれば非公知であるとされる。また、当該情報が外国の刊行物に記載されていても、当該情報がその管理地で知られておらず、その取得に時間的・資金的に相当のコストを要する場合には、非公知性が認められうる。

## リバースエンジニアリング

・知財高裁平成23年(ネ)第10023号 本件情報1に係る図面は、光通風雨戸のスラットA及びB、上下レール枠、下レール枠、縦枠並びにカマチAないしCの各部材の形状について0.1ミリ単位でその寸法を特定するなどしたものであり、自体精密なものではあるが、これは、ノギスなどの一般的な技術的手段を用いれば光通風雨戸の製品自体から再製することが容易なものである。

・大阪地判平成13年(ワ)第10308号 このような本件電子データの量、内容及び態様に照らすと、リバースエンジニアリングによって、本件電子データと同じ情報を得るのは困難であるものと考えられ、仮にリバースエンジニアリングによって本件電子データに近い情報を得ようとするれば、専門家により、多額の費用をかけ、長期間にわたって分析することが必要であるものと推認される。したがって、公知になったとはいえない。

→製品の形状・寸法・構造等を積極的に公知としていなくても、それらが一般的な技術的手段を用いれば製品自体から得られる情報であれば、営業秘密としての非公知性を失っているとされる。しかし、リバースエンジニアリングができたとしても、それが専門家により、多額の費用をかけ、長期間にわたって分析することが必要であるものならば、非公知性を有する。



## 第二十一条1項

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは**二千万円**以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為）により、**営業秘密**を取得した者
- 二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した**営業秘密**を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者
- 三 **営業秘密**を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その**営業秘密**の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその**営業秘密**を領得した者
  - イ 営業秘密記録媒体等を横領
  - ロ 複製
  - ハ 記録を消去せず、消去したように偽装
- 四 **営業秘密**を保有者から示された者であって、その**営業秘密**の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した**営業秘密**を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その**営業秘密**の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者
- 五 **営業秘密**を保有者から示されたその役員又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その**営業秘密**の管理に係る任務に背き、その**営業秘密**を使用し、又は開示した者
- 六 **営業秘密**を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その**営業秘密**の管理に係る任務に背いてその**営業秘密**の開示の申込みをし、又はその**営業秘密**の使用若しくは開示について請託を受けて、その**営業秘密**をその職を退いた後に使用し、又は開示した者
- 七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪（第二号及び前三号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）に当たる開示によって営業秘密を取得して、その**営業秘密**を使用し、又は開示した者 . . .

## 第二十一条1項

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは**二千万円(改正前一千万円)**以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(ちなみに、窃盗罪は十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金:刑法第235条)

## 第3項(新設:海外重課)

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは**三千万円**以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 日本国外において使用する目的で、第一項第一号又は第三号の罪を犯した者
- 二 相手方に日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をする目的があることの情を知って、これらの罪に当たる開示をした者
- 三 日本国内において事業を行う保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をした者

## 第4項(新設:未遂)

第一項(第三号を除く。)並びに前項第一号(第一項第三号に係る部分を除く。)、第二号及び第三号の罪の**未遂**は、罰する。

## 第三条

### 第10項(新設:没収)

次に掲げる財産は、これを没収することができる。

- 一 第一項、第三項及び第四項の罪の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産
- 二 前号に掲げる財産の果実として得た財産、同号に掲げる財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他同号に掲げる財産の保有又は処分に基づき得た財産

## 第二十二條

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。(改正前三億円)

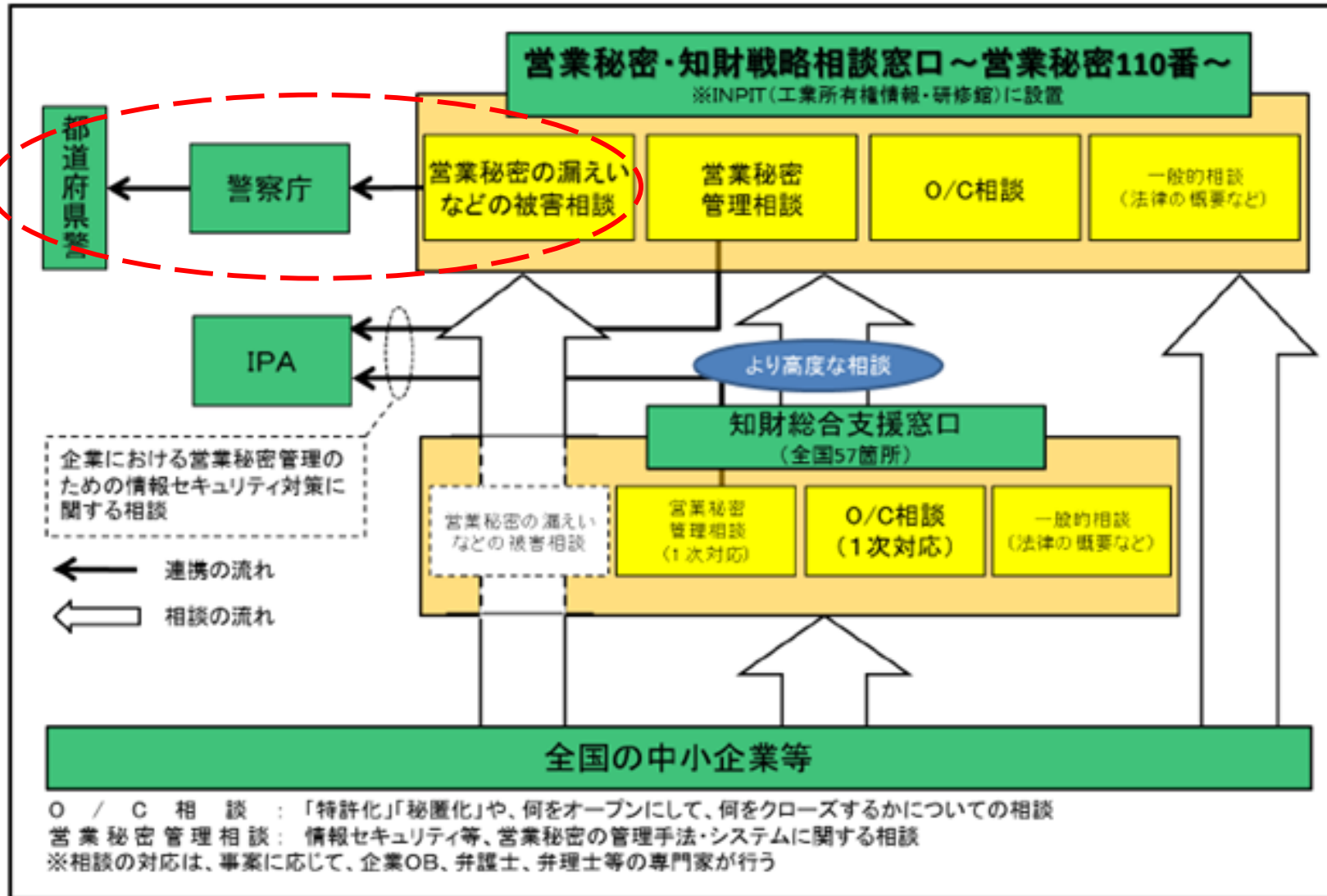
- 一 前条第三項第一号、第二号若しくは第三号又は第四項(同条第三項第一号、第二号若しくは第三号に係る部分に限る。)十億円以下の罰金刑(海外重課)
- 二 前条第一項第一号、第二号、第七号、第八号若しくは第九号の罪に係る違法使用行為又は第四項五億円以下の罰金刑
- 三 前条第二項 三億円以下の罰金刑

### 不正競争防止法による営業秘密の刑事的保護の変遷

平成15年法改正	営業秘密の刑事的保護が規定
平成17年法改正	営業秘密の刑事的保護が強化
平成18年法改正	営業秘密及び秘密保持命令違反罪に係わる刑罰が引き上
平成21年法改正	営業秘密侵害罪における処罰対象範囲の拡大
平成23年法改正	営業秘密内容保護のための刑事訴訟手続の整備、技術的制限手段に係る規律強化
平成27年法改正	営業秘密の保護強化

平成15年法改正前は、窃盗罪等を適用

担当部署  
生活安全課

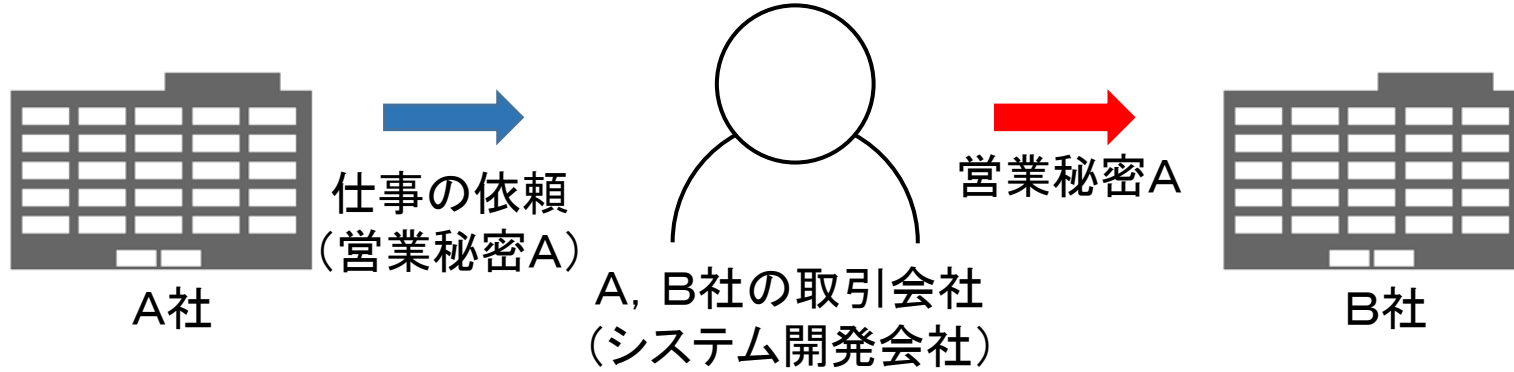


# 刑事事件

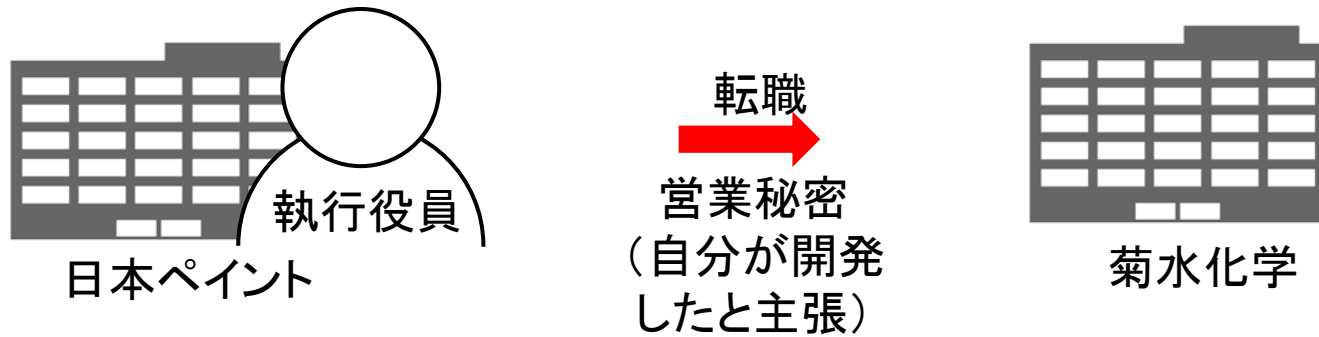
1	ベネッセ 個人情報流出事件	東京地判 平成28.3.29	ベネッセのグループ企業に勤務していた派遣社員のエンジニアが顧客情報を持ち出し名簿業者に売却	懲役3年6ヵ月、罰金300万円
2	自動包装機械事件	横浜地判 平28.1.29	原告会社の元従業員4人が競合他社へ営業秘密(自動包装機の設計図)を持ち出して転職。転職先の被告会社の刑事責任も問われた。 <b>被告会社等に対して民事訴訟を提起済み</b>	被告人4名、懲役1年2ヶ月～2年6ヶ月 (執行猶予3年又は4年)、罰金60万円～100万円 <b>被告会社、罰金1400万円</b>
3	エディオン営業秘密事件	大阪地判 平27.11.13	原告会社の元部長(被告)が転職先の上新電機に営業秘密(商品仕入れ原価や粗利のデータ等)を漏えい。 <b>平成28年4月11日元部長と転職先に対し、50億円の損害賠償を求める訴えを提起</b>	懲役2年(執行猶予3年)、罰金100万円
4	東芝NANDA型フラッシュ メモリ製造技術事件	東京高判 平27.9.4	東芝提携先の元技術者が <b>韓国企業であるSKハイニックス</b> に営業秘密(NAND型フラッシュメモリの製造技術)を漏えい	不競法21条1項3号、 <b>懲役5年、罰金300万円</b> <b>東芝とSKハイニックスは約330億円で和解</b>
5	ヤマザキマザック 営業秘密領得事件	名古屋高判 平27.7.29	ヤマザキマザックの営業担当従業員(中国人)が営業秘密(製品の製造方法)を売却目的で取得。知人を介して売却先を探す。	不競法21条1項3号、懲役2年(執行猶予4年)、 罰金50万円、ハードディスク1個没収
6	なりすまし電話事件	名古屋地判 平27.1.20	民間企業や市役所に対して苦情電話等により、個人情報や営業秘密を取得	不競法21条1項1号 懲役2年(執行猶予5年)
7	パチスロ機事件	大阪地判 平26.3.27	パチンコ店の従業員が営業秘密(回胴式遊技機の内部抽選確立の設定情報等)を、不正の利益を得る目的で他者に開示	不競法21条1項5号、懲役2年(執行猶予3年)、 罰金100万円、ハードディスク1個没収
8	au顧客情報漏洩事件	名古屋地判 平24.12.26	KDDIの販売代理店の元店員が顧客情報を取得し、探偵業者の依頼に基づき、顧客情報を漏えい	不競法21条1項3号 懲役1年2月(執行猶予3年)、罰金70万円
9	ソフトバンク 顧客情報漏洩事件	名古屋地判 平24.11.29	ソフトバンクの販売代理店の元店員が顧客情報を取得し、探偵業者の依頼に基づき、顧客情報を漏えい	不競法21条1項3号 懲役1年2月(執行猶予3年)、罰金10万円
10	NTTドコモ 契約者情報漏洩事件	名古屋地判 平24.11.6	ソフトバンクの販売代理店の元店員が顧客情報を取得し、探偵業者の依頼に基づき、顧客情報を漏えい	不競法21条1項3号 懲役1年8月(執行猶予4年)、罰金100万円
11	ソフトバンク携帯販売店員 顧客個人情報漏洩事件	名古屋地判 平24.10.11	ソフトバンクの販売代理店の元店員が顧客情報を取得し、探偵業者の依頼に基づき、顧客情報を漏えい(1200万円取得)	不競法21条1項 懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金70万円
12	プレス機械設計図 不正開示事件	横浜地判 平24.9.20	原告会社の従業員であった被告Aが営業秘密(工作機械の設計図)を取得、被告Bを介して <b>中国企業</b> に流出。 <b>被告Bの口座に中国企業から4200万円振り込まれる。被告Aには、そのうち3800万円</b>	A, B共に、懲役2年(執行猶予3年)、 罰金100万円
13	ぱちんこ店営業秘密 開示事件	仙台地判 平21.8.13	パチンコ店の元従業員が営業秘密(還元率や売上金額等)を他のパチンコ店に開示。不正競争防止法の営業秘密に関する刑事罰が初めて適用	不競法21条1項旧1号 懲役2年(執行猶予3年)

# 刑事事件

1	平28.7.12 逮捕	システム開発会社の経営者が、契約している電話占い運営会社が有する利用料金や鑑定時間等の営業秘密を別の電話占い運営会社に譲渡の疑いで逮捕
---	----------------	---------------------------------------------------------------------



2	平28.2.16 逮捕	日本ペイントの営業秘密を持ち出したとして(塗料「水性エンケース」の情報をUSBに複製)、菊水化学工業常務(日本ペイント元執行役員)を不正競争防止法違反(営業秘密の開示)の疑いで逮捕
---	----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------



## 民事訴訟 被告(又は関与者)

元従業員	51%
元役員	10%
取引会社	25%
その他	14%

<発表者調べ>

## 1. 自社の営業秘密の流出(漏えい)

流出ルートA. 従業員及び役員から

流出ルートB. 取引会社への情報開示

流出ルートC. 外部からの不正取得(不正アクセス)

## 2. 他社の営業秘密の流入

流入ルートA. 転職者による持ち込み

流入ルートB. 取引会社からの情報開示

流入ルートC. 不正取得

- ・流出ルートA. 従業員及び役員から  
対策: アクセス管理、アクセスログ管理  
誓約書(秘密保持義務、プロジェクト毎・退職時)  
退職時に競業避止義務契約
- ・流出ルートB. 取引会社への情報開示  
対策: 開示情報の峻別(不要な開示の防止)  
秘密保持契約、営業秘密である事の明示及び説明
- ・流出ルートC. 外部からの不正取得(不正アクセス)  
対策: コンピュータセキュリティ



- 流入ルートA. 転職者による持ち込み  
対策: 誓約書(前職会社の営業秘密を持ち込まない)  
自社技術開発の流れを注視(技術開発の速度は想定内?)
- 流入ルートB. 取引会社からの情報開示  
対策: 正当取得した他社情報と自社情報とを明確に分けて管理  
(コンタミの防止)
- 流入ルートC. 不正取得  
対策: 自社技術開発の流れを注視(技術開発の速度は想定内?)

流出防止は社外・社内に対するアクセス管理等のシステム構築でOK？  
そもそも従業員や役員は営業秘密の漏えいが犯罪であることを明確に理解しているのか？  
・不正競争防止法において営業秘密の漏えいの**刑事罰は平成15年に規定**  
・不正競争防止法において営業秘密の漏えいの**民事的救済も平成2年に規定**  
**→普通の従業員は営業秘密の漏えいが犯罪であることを知らない**

- ・営業秘密の漏えいは重大な犯罪であることを**教育(役員含む)**が必要  
営業秘密の漏えいとは顧客情報(個人情報)等を怪しげな業者に売り渡すことだけではない  
会社で開発した技術は、たとえ自身だけで開発しても会社の物  
実刑の可能性もあり、没収規定があるため“やり得”は許されない  
営業秘密を漏えいさせただけでも、退職金の不支給又は退職金の返還が求められ得る
- ・他社の営業秘密の取得・使用等は民事・刑事上の責任を負う可能性があることも**教育(役員含む)**  
他社の営業秘密であれば、正当開示されても自社が自由に開示・使用できる情報ではない  
個人だけでなく、会社の責任も追及される(特に民事)

### その他(行動フローの作成)

- ・営業秘密の流出を発見した場合の対応  
誤った対応を行うと自殺者の可能性も
- ・営業秘密の流入を発見した場合の対応  
コンタミの発生を最小限に